

2015年10月1日施行

被用者年金制度一元化

共済年金は厚生年金に統一されました

2015年10月1日「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」等が施行され、共済年金は厚生年金に統一されました。

この被用者年金制度の一元化の主な改正点は、次のとおりです。

① 共済年金は厚生年金に統一

国家公務員や地方公務員等が加入する共済年金は厚生年金に統一され、組合員は共済組合の組合員であると同時に厚生年金保険の被保険者になります。

② 標準報酬制への移行

年金の保険料(掛金)の算定方法が、給料に1.25を乗じた額を基準に算定するいわゆる「手当率制」から厚生年金保険料の算定方法と同じ「標準報酬制」になりました。また、これにあわせ短期(医療)、介護、福祉及び互助会の掛金についても「標準報酬制」になりました。

③ 退職等年金給付の創設

3階部分の職域年金は廃止され、「退職等年金給付」が創設されました。

※「退職等年金給付」には、「退職年金」、「公務障害年金」及び「公務遺族年金」があります。

※退職等年金給付に係る掛金率は、0.75%になりました。

※2015年9月までの組合員期間がある方は、経過措置としてその期間に応じた「旧職域年金」が支給されます。

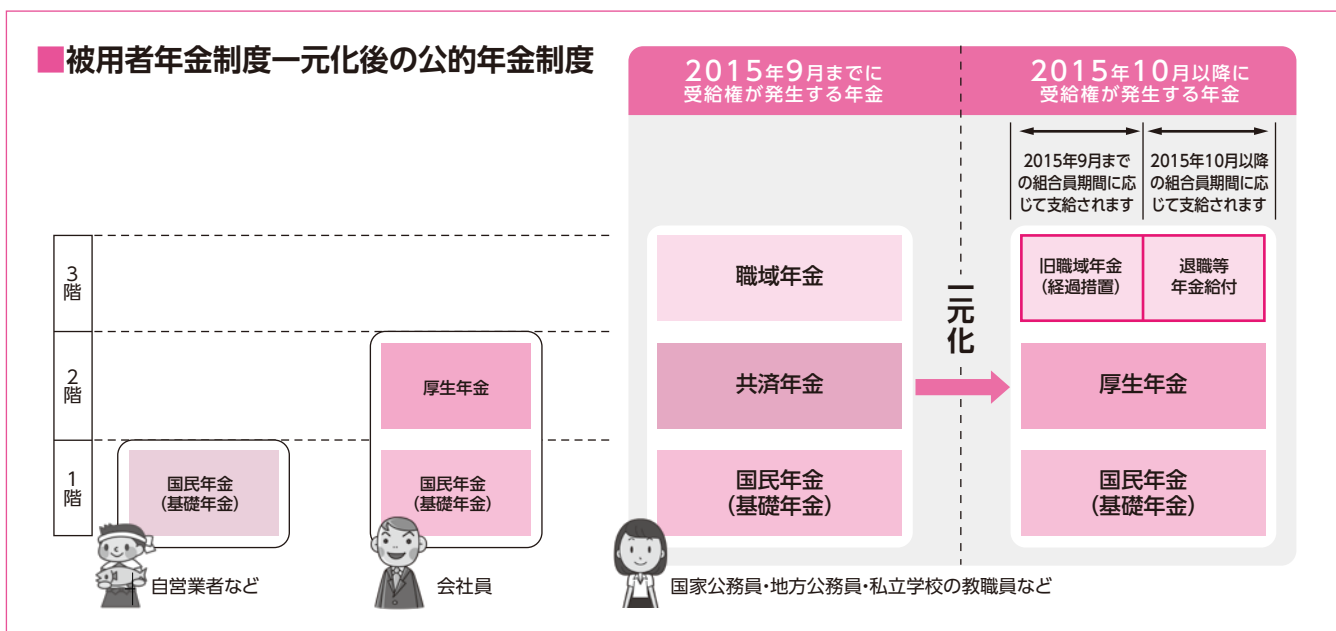
④ 制度的な差異の解消

共済年金と厚生年金の制度的な差異については、厚生年金にそろえて解消されました。

※詳しくは、バックナンバー「共済だより」8月号をご覧ください。

⑤ 共済組合の役割

共済組合は厚生年金保険の実施機関として、引き続き組合員の年金額の裁定・支給、年金記録の管理等の事務を行います。



<お問合せ先> 年金課 TEL 082-545-8555